THE KYOTO SHINKIN BANK
WHAT'S NEW

２０２２年９月２０日

「予約型代理人～つないで安心代理人サービス～」の取扱を開始します

京都信用金庫（本店：京都市下京区、理事長 榊田 隆之）は、認知症により認知判断能力が低下し、当金庫とのお取引が困難になる場合の備えとして、将来の金融取引における代理人をお客様ご自身で指定できる「予約型代理人～つないで安心代理人サービス～」の取扱を開始します。

本サービスは、代理人のご指定後もそれまでと変わらずお客様ご自身でお取引が可能ですが、万が一、認知症により認知判断能力が低下し、ご本人によるお取引が困難になった場合に、代理人から診断書等をご提出いただくことで、ご指定の代理人とのお取引が可能となるものです。

今般、取扱を開始する「予約型代理人～つないで安心代理人サービス～」と、従来から取扱っている「代理人サービス」を組み合わせることで、将来にわたり切れ目なくお取引いただくことが可能となります。

今後も、当金庫はお客様とそのご家族が安心してお取引いただけるよう幅広い商品・サービスの提供に努めてまいります。

記

１．取扱開始日

２０２２年１０月３日（月）

２．サービスの概要

項目	内容
ご利用いただける方	個人のお客様
代理人として指定できる範囲	配偶者または血縁関係のある親族（二親等以内）から１名
申込受付	預金者と代理人からお届けをいただきます。
代理人によるお取引が可能となる時期	認知症により認知判断能力が低下し、ご本人とのお取引が困難になった場合、代理人から「開始届」および当金庫所定の様式による医師の「診断書」※をご提出いただくことで、お取引が可能となります。
代理人ができる対象取引	・当座預金を除く預金の入出金、新規開設・解約 ・各種諸届の手続き（変更届・喪失届） ・残高証明書等の発行 ・自動振替の設定 ・出資金の譲渡・脱退
ご利用手数料	無料

※診断書は、ファイナンシャル・ジェロントロジーの知見を取り入れた「予約型代理人」専用の診断書です。
作成にあたっては、高齢者、認知症の方の意思決定能力評価法や支援方法の研究・開発・情報提供に取組んでいる「一般社団法人日本意思決定支援推進機構（https://www.dmsoj.com/）」に監修をいただいています。

以上

京都信用金庫

京都信用金庫の あんしんサポート

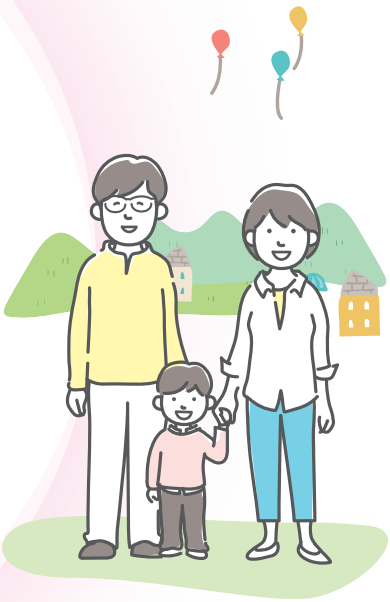

お客様とご家族が安心して暮らしていくために、
今できることを考えてみませんか？

代理人サービス

あらかじめお届けいただいた代理人の方がお取引を行うことができます。
（ご本人様が、認知・判断能力を喪失するまでの取扱です。）

つないで安心代理人サービス

認知症により、ご本人様の認知・判断能力が低下し、お取引が困難となった場合、あらかじめお届けいただいた代理人の方がお取引を行うことができます。

葬儀費用や当面の生活費など、遺されたご家族への想いをカタチに

相続時円滑払戻口座～家族へのかけはし～

預金者様が死因贈与契約という形で受贈者様とともに預金口座をご契約いただくことで、相続発生後における通常の預金払戻手続よりも、スピーディーに贈与資金をお受取いただくことが可能となる預金です。

- 対象となるお客様：個人のお客様
- お預け入れ金額：5,000 円以上 300 万円以下
  ※お一人様一契約のみとさせていただきます。
- 事務手数料：5,500 円（税込）

「認知機能チェック」を受けて、生活習慣の改善に役立てませんか？

認知機能チェックのご案内

公認心理師による面談

京都信用金庫 × 意思決定サポートセンター
一般社団法人 日本意思決定支援推進機構

担当の公認心理師が結果の説明を行います。
内容はご本人様にお伝えし、当金庫には開示されません。

- 日時：毎月第 2・第 4　木曜日
- 場所：京都信用金庫　本店 3 階
- 所要時間：30 ～ 40 分
- 自己負担額：2,000 円（税込）

※事前予約要／お取引店舗にお問い合わせください。

「代理人サービス」と「つないで安心代理人サービス」を同時にお申込いただけます。

両方のサービスを組み合わせてご利用いただくことで、将来にわたり切れ目なくお取引いただくことが可能です。

代理人サービス

「代理人サービス」を利用すると、ご本人様が病気等で店頭窓口に来店できず、当金庫でお支払いなどの手続きができない時に、ご本人様に代わって、あらかじめお届けいただいた代理人の方がお手続きすることができます。

対象の代理取引	「当座預金を除く預金の入出金、新規開設・解約」「各種諸届の手続き（変更届・喪失届）」「残高証明書等発行」「自動振替の設定」 ※お取引店舗にてお申込いただく必要があります。
申込受付	預金者と代理人からお届けをいただきます。 ※預金者と代理人は、本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）をご持参ください。
代理人の条件	配偶者または血縁関係のある親族（二親等以内）から1名
代理人との取引	①取引の都度、本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）をご持参ください。 ②取引伝票等には「〇〇〇（預金者名）代理人△△△」と代理人が署名し、捺印してください。 ③当金庫は、代理取引にかかる根拠となる書面（請求書や領収書等）の提示や、ご本人様への意思確認を求めることがあります。また、取引に対し疑念や不審な点がある場合は、取引を謝絶することがあります。
取扱手数料	無料 （ただし、各種お手続きに所定の手数料がかかる場合があります。）
変更・停止	サービス内容の変更や、サービスの利用停止を希望される場合は、お取引店舗にて所定のお手続きをお取りください。

●以下の場合には、当金庫の判断でサービスを停止させていただくことがあります。

1. 預金者または代理人が死亡した場合
2. 預金者または代理人の認知・判断能力が喪失（後見開始を含む）した場合
3. 預金者または代理人が破産した場合
4. 代理人が行う取引に疑念や不審な点があると当金庫が判断した場合
5. その他、サービスの提供が相当ではないと当金庫が判断した場合

つないで安心代理人サービス

ご本人様があらかじめ、「つないで安心代理人サービス」をお申込いただくことで、認知症により認知・判断能力が低下し、お取引が困難になられても、ご本人様に代わって、あらかじめお届けいただいた代理人の方がお手続きすることができます。

対象の代理取引	「当座預金を除く預金の入出金、新規開設・解約」「各種諸届の手続き（変更届・喪失届）」「残高証明書等発行」「自動振替の設定」「出資金の譲渡・脱退」 ※お取引店舗にてお申込いただく必要があります。
申込受付	預金者と代理人からお届けをいただきます。 ※預金者と代理人は、本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）をご持参ください。
代理人の条件	配偶者または血縁関係のある親族（二親等以内）から1名
効力発生時期	代理人による取引開始には、当金庫所定の様式による医師の「診断書」および「開始届」の提出が必要です。
代理人との取引	①取引の都度、本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）をご持参ください。 ②取引伝票等には「〇〇〇（預金者名）代理人△△△」と代理人が署名し、代理人の印鑑を捺印してください。 ③当金庫は、代理取引にかかる根拠となる書面（請求書や領収書等）の提示を求めることがあります。また、取引に対し疑念や不審な点がある場合は、取引を謝絶することがあります。
取扱手数料	無料 （ただし、各種お手続きに所定の手数料がかかる場合があります。）
変更・停止	サービス内容の変更や、サービスの利用停止を希望される場合は、お取引店舗にて所定のお手続きをお取りください。
注意事項	代理取引開始後、預金者の推定相続人から代理取引に関する開示請求があれば応じます。

●以下の場合には、当金庫の判断でサービスを停止させていただくことがあります。

1. 預金者または代理人が死亡した場合
2. 代理人の認知・判断能力が喪失（後見開始を含む）した場合
3. 預金者または代理人が破産した場合
4. 代理人が行う取引に疑念や不審な点があると当金庫が判断した場合
5. 預金者に成年後見制度の開始があった場合
6. 預金者の認知・判断能力が回復した場合
7. その他、サービスの提供が相当ではないと当金庫が判断した場合